

ラビニールが『TM2000JP』について改めて見解を表明 指定自動車整備事業にも安心してお使いいただけます

ラビニールは、かねてアジア地区総代理店として輸入販売している、米国レーザーラボ社(LASER LABS,INC.)の可視光線透過率測定器『TINTMETER MODEL2000JP』(以下、TM2000JP)について、国土交通省との2年以上にわたる意見交換を踏まえ、改めて「可視光線透過率測定器に求められる性能を備えており、指定自動車整備事業にも安心してお使いいただけます」という見解を示した。

事務連絡の発出を機に「可視光線透過率測定器騒動」勃発

TM2000JPは、「TINTMETER MODEL200」の後継機種で、ラビニールが仕様を日本向けに一部変更したうえで、2018年より輸入販売している。それまで対応が困難だったフロントベンチガラスについても、小型化により測定できるようになったことで、自動車ガラス修理事業者やカーディテリング事業者を中心に普及が進んだ。

また、高い可視光線透過率を



ラビニールがかねて取り扱っている、米国レーザーラボ社製の可視光線透過率測定器『TINTMETER MODEL2000JP』。

[別添]
事務連絡 令和5年1月13日
各地方運輸局自動車技術安全部整備(・保安)課長 殿 内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿
自動車局整備課 整備事業班長
指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導について
今般、窓ガラスフィルム製作者より、着色フィルム等が装着された自動車の取扱いに関する運輸支局等の指定自動車整備事業に対する指導が統一されていないとの指摘を受け、全ての運輸支局等に対し調査をしたところ、運輸支局等の指導に差異が確認された。
これまでも指定自動車整備事業において可視光線透過率測定器を用いて判定することも可能とされているが、可視光線透過率の適合性を視認により容易に判定することができない場合にあっては、下記のとおり、取扱うよう指定自動車整備事業者へ周知されたい。
なお、別添のとおり、関係団体に通知したことを申し添える。
記
1. 当該事業場において可視光線透過率測定器を用いて判定する場合は、道路運送車両の保安基準第29条第3項に規定された要件を満たすもの [*] を用いること。 *＜参考＞独立行政法人自動車技術総合機構においては「PT-50、PT-500(光明理化学工業製)」を使用。
2. 前項の取扱いにより判定しない場合は、当該自動車については道路運送車両法第94条の5の規定が適用できないことから、運輸支局等又は軽自動車検査協会に現車を持ち込み受検すること。

確保しながら、太陽光などで様々な色に発色するドレスアップ性の高いウインドウフィルムを、フロントガラスやフロントサイドガラスに装着する車両が増えはじめたことを受けて、2020年以降は指定自動車整備事業者の間でも普及が進んでいる。

ところが、2023年1月に国土交通省から各地方運輸局へ一通の事務連絡が発出されたことで、状況は一変した。

その事務連絡は「指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導に

ついて」と題するもので(写真上)、可視光線透過率の適合性を視認により判定しづらいウインドウフィルム装着車の増加を受けて発出された。

内容自体は、視認により容易に判定することができない場合は、「道路運送車両の保安基準に規定された要件を満たす可視光線透過率測定器を用いて判定すること」、あるいは「運輸支局等または軽自動車検査協会に現車を持ち込み受検すること」という、従前の見解を繰り返したに過ぎない。

しかし、道路運送車両の保安基準に規定された要件を満たす可視光線透過率測定器として、独立行政法人自動車技術総合機構では光明理化学工業製のPT-50、PT-500を使用している旨が言及されたことで、指定自動車整備事業者の間で「PT-50、PT-500以外はダメ」という認識が広まった。

ラビニールの福永芳和社長によると、これによりTM2000JPの売れ行きが鈍ると同時に、すでに購入済みの指定自動車整備事業者から「使い続けても大丈夫なのか」という問い合わせが殺到した。

国土交通省との意見交換内容を反映したQ&A形式の冊子を作成

そのため、ラビニールでは国土交通省に対して、TM2000JPが道路運送車両の保安基準に規定された要件を満たす可視光線透過率測定器であることを、2年以上にわたり説明し、理解を求めてきた。

そして今年10月、「保安基準の規定要件に対する機器の特性や妥当性は、製造者や販売者が購入者やその他妥当性を確認したい者に責任を持って説明していただきたい」という言質を得た。

そもそも事務連絡に記載されたPT-50、PT-500は、光明理化学工業より「保安基準の規定要件を満たしている」と回答を得たことから例示したに過ぎない。TM2000JPに関しても、ラビニールが保安基準の規定要件に対する妥当性を証明し、それを購入者や使用者に説明すれば良いということである。

これを受けてラビニールは、可視光線透過率測定器に関するよくある質問を、国土交通省との意見交換により整理した内容を踏まえてQ&A形式にまとめた冊子を作成。11月よりこれをWEBサイトに掲載するなどして、TM2000JPが指定自動車整備事業にも安心してお使いいただける可視光線透過率測定器であることを訴求しはじめた。

また、前述の国土交通省の見解については、「各運輸局も同じ考え方であると認識しており、異なる考えの運輸局があるようなら個別に修正を図りたい」との言質も得ている。

ラビニールは昨年、各地方運輸局を訪問し、可視光線透過率測定器に対する見解を聴取した。TM2000JPについては、概ね「指定自動車整備事業において可視光線透過率の保安基準適合性を判定するのに相応しくないとするものでは決してない」という見解が得られたものの、一部で否定的な見解が示された。

そのため、福永社長は「国土交通省に協力を仰ぎ、誤った認識を是正していきたい」としている。

結果的にドレスアップ性の高いウインドウフィルム普及に逆風

事情通によると、指定自動車整備事業におけるウインドウフィルム装着車の取り扱いに関する事務連絡は、ドレスアップ性の高いウインドウフィルムの普及を目指す業界関係者による、ウインドウフィルムに対する指定自動車整備事業者の理解不足の指摘を受けて発出されたものだ。



国土交通省との意見交換により整理した内容も踏まえて作成した、可視光線透過率測定器に関するQ&A冊子。

また福永社長によると、PT-50、PT-500を絶対視し、TM2000JPに否定的な見解を示しているのも一部の業界関係者である。

しかし、事務連絡をよく読めば、PT-50、PT-500が可視光線透過率測定器の例示に過ぎないことは明らかだ。それにも関わらず、それまで問題なく使われていたTM2000JPを「保安基準の規定要件を満たしていない」と騒ぎ立てたことで、元々フロントガラス3面へのウインドウフィルム施工に決して肯定的ではない、ディーラーをはじめとする多くの指定自動車整備事業者に、「PT-50、PT-500を保有していないので入庫対応できない」という絶好の口実を与える結果となったのは実に皮肉である。

事務連絡の発出以降の可視光線透過率測定器騒動について、福永社長は「ひと区切りついた」としているが、騒動を機に一層冷ややかになった、ウインドウフィルム装着車に対する整備事業者の視線を変えるのは容易でないと思われる。